

基 発 0704 第 3 号
平成 26 年 7 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 6 年 9 月 30 日付け基発第 610 号「労災保険における訪問看護の取扱いについて」（最終改正：平成 25 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 1 号。以下「通達」という。）により実施しているところであるが、今般、訪問看護費用に係るシステム化及び本省払い化に伴い、通達を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- (1) 訪問看護費用の支払について、厚生労働本省が行うこととしたこと。
- (2) 労災保険における指定訪問看護事業者が、療養補償給付たる療養の給付請求書を提出する場合には、訪問看護を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）を経由して所轄の労働基準監督署長へ提出させるとともに、労災保険訪問看護費用請求書及び労災保険訪問看護費用請求内訳書を提出する場合には、所轄局長あて提出させることとしたこと。
- (3) その他所要の改正を行うこと。

2 通達の一部改正

通達の一部を次のように改正する。

(1) 本文について

ア 記の第 1 の「又は老人保健法」を削るとともに、記の第 1 の 1 の「健保指定訪問看護事業者は、」の次に「訪問看護事業所ごとに、」を加える。

イ 記の第 3 の「健康保険における訪問看護療養費に係る指定訪問看護の

費用の額の算定方法の別表「指定訪問看護の費用額算定表」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第67号）の別表「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」に改める。

ウ 記の第4を第5とし、第5を第6とし、第3の次に次を加える。

「第4 訪問看護費用の請求手続き等について

労災指定訪問看護事業者は、第3の規定により算定した毎月分の訪問看護費用を請求しようとするときは、訪問看護事業所ごとに、訪様式第8号「労災保険訪問看護費用請求書」に訪様式第9号又は第10号「労災保険訪問看護費用請求内訳書」及び主治医から交付された訪問看護指示書の写しを添付して、所轄労働局長に提出するものとする。

なお、労災指定訪問看護事業者は、傷病労働者から提出を受けた、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和35年4月1日労働省告示第10号）に定める様式（以下「告示様式」という。）第5号又は告示様式第16号の3「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」について、所轄労働局長を経由して傷病労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署長に提出するものとする。」

エ 記の第5の「労働基準監督署長が」の次に「療養（補償）給付の」を加えるとともに、「支払うこと。」を「支払うものとする。」に、「都道府県労働局長が行うこと。」を「厚生労働省労働基準局長が行う。」に改める。

(2) 別添「労災保険指定訪問看護事業者療養担当契約事項」について

ア 1の「（以下「施行規則」という。）」を削る。

イ 2の「又は老人保健法（以下「健康保険法等」という。）」を削る。

ウ 4の「（以下「所轄監督署長」という。）に」の次に「対し、所轄労働局長を経由して」を加えるとともに、「告示様式第5号」を「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和35年4月1日労働省告示第10号）に定める様式（以下「告示様式」という。）第5号」に改める。

エ 6の「その旨を」の次に「所轄労働局長を経由して」を加える。

オ 7の「健康保険における訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の別表「指定訪問看護の費用額算定表」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第67号）の別表「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用

の額の算定方法」に改める。

カ 8の「訪問看護に係る費用について、」の次に「訪問看護事業所ごとに」を加えるとともに、「所轄監督署長」を「所轄労働局長」に改める。

キ 13の(1)の「等」を削る。

(3) 様式について

訪様式第8号及び第9号を別添のとおり改めるとともに、第9号の次に第10号を追加する。

3 施行期日について

本改正は、平成26年9月1日から適用する。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

心身の状態	訪問終了の状況		1 軽快 2 施設 3 医療機関 4 死亡 5 その他 ()				
	死亡の状況	時刻	年 月 日		午前・午後		時 分
		場所	1 自宅 2 施設 3 病院 4 診療所 5 その他 ()				
基本療養費 (I) 及び (II)	⑩ 看護師等 (週3日目まで)	円×	日	円	⑳ 基本療養費 (I) 及び (III)	円	円
	(週4日目以降)	円×	日	円	⑳ 看護師等 (週3日目まで30分未満)	円×	日
	理学療法士等 (週3日目まで)	円×	日	円	(週3日目まで30分以上)	円×	日
	(週4日目以降)	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日
	専門の研修を受けた看護師	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日
	⑪ 准看護師 (週3日目まで)	円×	日	円	㉑ 作業療法士 (週3日目まで30分未満)	円×	日
	(週4日目以降)	円×	日	円	(週3日目まで30分以上)	円×	日
	⑫ 看護師等 (週3日目まで)	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日
	(週4日目以降)	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日
	(3人以上) (週3日目まで)	円×	日	円	㉒ 准看護師 (週3日目まで30分未満)	円×	日
(週4日目以降)	円×	日	円	(週3日目まで30分以上)	円×	日	
理学療法士等 (週3日目まで)	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日	
(週4日目以降)	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日	
(3人以上) (週3日目まで)	円×	日	円	㉓ 看護師等 (週3日目まで30分未満)	円×	日	
(週4日目以降)	円×	日	円	(週3日目まで30分以上)	円×	日	
専門の研修を受けた看護師	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日	
⑬ 准看護師 (週3日目まで)	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日	
(週4日目以降)	円×	日	円	(週3日目まで30分未満)	円×	日	
(3人以上) (週3日目まで)	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日	
(週4日目以降)	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日	
⑭ 難病等複数回訪問加算	円×	日	円	㉔ 作業療法士 (週3日目まで30分未満)	円×	日	
	円×	日	円	(週3日目まで30分以上)	円×	日	
⑮ 緊急訪問看護加算	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日	
⑯ 長時間訪問看護加算	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日	
⑰ 乳幼児加算	円×	日	円	(週3日目まで30分未満)	円×	日	
⑱ 幼児加算	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日	
⑲ 複数名訪問看護加算				(週4日目以降30分以上)	円×	日	
看護師等	円×	日	円	㉕ 准看護師 (週3日目まで30分未満)	円×	日	
理学療法士等	円×	日	円	(週3日目まで30分以上)	円×	日	
准看護師	円×	日	円	(週4日目以降30分未満)	円×	日	
看護補助者	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日	
⑳ 夜間・早期訪問看護加算	円×	日	円	(3人以上) (週3日目まで30分未満)	円×	日	
㉑ 深夜訪問看護加算	円×	日	円	(週3日目まで30分以上)	円×	日	
基本療養費 (III)				(週4日目以降30分未満)	円×	日	
㉒ 看護師等	円×	日	円	(週4日目以降30分以上)	円×	日	
理学療法士等	円×	日	円	㉖ 緊急訪問看護加算	円×	日	
				㉗ 長時間訪問看護加算	円×	日	
㉓ 情報提供療養費			円	㉘ 複数名訪問看護加算			
㉔ ターミナルケア療養費			円	看護師等	円×	日	
訪問日				作業療法士	円×	日	
1 2 3 4 5 6 7				准看護師	円×	日	
8 9 10 11 12 13 14				看護補助者	円×	日	
15 16 17 18 19 20 21				精神保健福祉士	円×	日	
22 23 24 25 26 27 28				㉙ 夜間・早期訪問看護加算	円×	日	
29 30 31				㉚ 深夜訪問看護加算	円×	日	
主治医への直近報告年月日			年 月 日	㉛ 精神科複数回訪問加算	円×	日	
提供した情報の概要				基本療養費 (II)			
情報提供先の市(区)町村等の名称				㉜ 看護師等	円×	日	
特記事項				作業療法士	円×	日	
1 他①				㉝ 延長時間加算	円×	時間	
2 他②				基本療養費 (IV)			
3 従				㉞ 看護師等	円×	日	
4 特				作業療法士	円×	日	
5 介				㉟ 管理療養費	円+	日	
6 支				㊱ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算		円	
7 同一				㊲ 特別管理加算		円	
合計額 ※表面⑩に記載してください。			円	㊳ 退院時共同指導加算	円×	回	
				特別管理指導加算	円×	回	
				㊴ 退院支援指導加算		円	
				㊵ 在宅患者連携指導加算		円	
				㊶ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算		円	
				㊷ 精神重症患者早期集中支援管理連携加算	円×	回	

お願い

- この用紙は、機械で直接処理しますので、折り曲げたり汚したり、また他の用紙をのりづけしないでください。
- 小枠内は、黒ボールペンで、枠からはみ出さないように、標準字体にならって、ていねいに記入してください。
- この用紙は、直射日光・湿気をさけて保管してください。